2026.11.24 福教組 労働部

2026 賃金・労働条件確定交渉 速報

26年度賃金・労働条件改善確定交渉は、10月19日の副知事・教育長交渉でスタートし任命権者交渉を10月22日、11月10日、12日（団体）、20日に行い、24日に副知事・教育長交渉で終了した。すべての要求に対して満足いく回答が得られたわけではないが、今後も県教委と協議していくことを確認し、2026確定交渉は妥結とした。

【10月22日入口交渉】



日髙教育総務部長に対して要求書を手交し、西田書記長が意見発信を行った。

【11月10日総務部長（2回め）交渉】



廣松・西川両執行委員が意見発信を行った。

【11月12日地公労・自治労総決起集会】



370人が結集し、意思統一を図った。

【11月12日福教協団体交渉】



県内の各支部より26人の支部長・書記長が集結し、宗像支部田中支部長、行橋京都支部後藤支部長、浮羽三井支部古賀支部長が意見発信を行った。

【10月28日予算交渉】



要求書を提出し、教育予算の拡充を求めた。

【11月20日福教協出口交渉】



藤井執行委員長の意見発信に対し、寺崎教育長が回答を行った。

1. 月例給、一時金の給与改定について … 人事委員会の勧告通り実施

○月例給　11,465円〔2.97%〕引上げ　【24年度は11,226円〔2.98%〕】

・業務遂行において重要な役割を担っている**中堅層以上の職員は昨年を上回る改定**

・**再任用職員の平均改定率8.5%**

＜今回の改定額のめやす＞ ※教育職給料表（三）

25年度		26年度	改定額
号給（年代などのめやす）	給料月額	給料月額	
2−17（大卒の採用1年目・23歳）	265,400円	276,000円	10,600円
2−33（大卒の採用5年目・27歳）	290,400円	301,100円	10,700円
2−65（大卒の採用13年目・35歳）	347,400円	359,400円	12,000円
2−105（大卒の採用23年目・45歳）	395,300円	407,800円	12,500円
2−145（大卒の採用33年目・55歳）	418,900円	431,400円	12,500円
再任用職員	285,800円	310,000円	24,200円

○ボーナス　**再任用職員を含め、0.05月分引上げ!**

【25年度は0.05月分（再任用職員は0.025月分）引上げ】

・引上げ分は、期末および勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

支給月	現行	改定後
6月期	2.325月（1.225月）	2.35月（1.25月）
12月期	2.325月（1.225月）	2.35月（1.25月）
計	4.65月（2.45月）	4.70月（2.50月）

［1.の実施時期］
2026年4月1日
（遡及して実施）
⇒**年内差額支給**

2. 教職調整額の見直し（2027年1月1日から実施）　○支給割合 5%→6%

3. 給料の調整額の見直し（2027年1月1日から実施）

○調整数を段階的に引下げ…

現行	2027年1月1日～	2028年1月1日～
1（3%）	0.75（2.25%）	0.5（1.5%）

4. 会計年度任用職員の扶養手当・住居手当の支給（2027年1月1日から実施）

○支給対象職員は、任用開始日に以下のア・イの要件をいずれも満たす職員

ア 任用開始日現在で、引き続く任期の合計が6月以上であること

イ 1週間あたりの正規の勤務時間が15時間30分以上の職種であること

○支給額は、フルタイムの場合は正規と同額（子の場合 13,000 円）

※パートタイムの場合は、勤務時間に応じた額

5. 転居手当の新設と単身赴任手当の再編 （2027年4月1日から実施）

〇転勤に伴い転居した職員（※現住居→新住居が60㎞以上）に対する手当の新設

〇単身赴任手当については再編（転居手当に移行）

【現行】通勤距離に応じ、3～10万円 【改定後】一律3万円

6. 初任給・昇格制度の見直し （2027年4月1日から実施）

〇級別資格基準表（必要在級年数・経験年数）の廃止

〇採用前前歴の初任給への反映の改善（経験年数の号給換算における割落としの廃止）

〇採用前前歴の初任給への反映の改善に伴う在職者に対する号給の調整（※）

※28年3月31日までに作業完了、27年4月1日に遡及して差額追給

7. 無給休暇の新設 （2027年4月1日から実施）

〇会計年度任用職員を含む全職員対象、年7日、取得事由不問の休暇の新設

8. 週休日の振替等の見直し （2027年4月1日から実施）

〇取得単位の見直し

項目	現行		改定後	
	制度	取得単位	制度	取得単位
休日の勤務	代休日の指定	1日単位	代休時間の指定	実勤務時間
週休日の勤務	週休日の振替等	1日または 4時間単位	週休日の振替等	

9. リフレッシュ休暇の新設 （2027年4月1日から実施）

〇【現行】勤務10・20・30年に達した年 【改定後】勤務10・20・30・40年に達した年

※経過措置…施行日現在、勤続40年を超える職員は、27年度に取得可能

10. 主務教諭の設置 （2028年4月1日から実施）

※現時点で以下5点について確認し、交渉を継続中（処遇・設置についてのみ確定）

①「主務教諭」は、一定の経験・知識等を有する教諭等のうちから選考することを想定しているが、**発令人数の上限枠を設けるものではない**など、**「主幹教諭」とは配置の考え方などが異なる**。

②「主務教諭」に想定される**業務・職責は、既に相当数の教諭等（教諭、養護教諭及び栄養教諭）が担っており**、そういった教諭等については、**「主務教諭」になることによって、新たに業務が追加されることはない**。

③「主務教諭」の設置は、学校の組織的・機動的な学校運営体制の充実が図られることを目的としており、**職員の分断につながるようなものではない**。

④「主務教諭」の**選考において、養護教諭や栄養教諭が教諭と比べて不利になるようなことはない**。

⑤「主務教諭」の設置にあたっては、**今後も十分な協議を行う**。

【出口交渉での寺崎教育長コメント】



教員の長時間労働の是正について

ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいをもって働く環境を整備すること、「教職員が子どもや自分と向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることは、県教育委員会としても極めて重要な課題であると認識しております。

「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、土日・祝日も含めた勤務時間の正確な記録を前提として、実効性のあるものとなるよう更なる取組の推進を図るとともに、市町村教育委員会に対しても、状況を把握し、必要な指導、助言を行ってまいります。

主務教諭の設置について

主務教諭の設置につきましては、組織的・機動的な学校運営体制の充実が図られるものと期待しており、現在、設置にむけて検討を進めているところでございます。

今後もご意見を伺う場を設定するなどし、現場の意見に耳を傾けながら、よりよい制度の在り方について研究してまいります。

【確定交渉における要求項目の実現について】

〇福教協要求

会計年度任用職員について、学校で行う研修に参加できるよう方策を講じること。

⇩

〇「非常勤講師が校内研修に参加する場合の取扱いについて」

（26年11月13日県教委通知）

1.以下の校内研修については「勤務」として、報酬の対象とすること。

①学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第8条に基づく研修

②不祥事防止のための研修

③人権・同和教育に関する研修

2.研修の参加に伴い、報酬予算が不足する場合や、対象となる研修に疑義が生じる場合は、所管の教育事務所に問い合わせること。